

**EP 関連資料**

**EPO 拡大審判部が最近の審決において  
"undisclosed disclaimers"に関し補正の適法性の評価基準を示す**

2017年02月26日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
WORLD PATENT & TRADEMARK

## 1. はじめに

特徴を積極的に限定することによってクレーム発明を明瞭かつ簡潔に規定できない場合や、特徴を積極的に限定（追加）したのではクレーム発明の範囲を不当に制限してしまう場合等に、**"disclaimers"**（除くクレーム）による限定（或る特徴が存在しないことを明示的に限定する消極的限定）を付すことができます。除くクレームには、出願当初に開示されている特徴を除く場合と、出願当初に開示されていない特徴を除く場合とがあります。

"disclaimers"に関し、過去に、EPO 拡大審判部による審決が下されました(**G1/03**と**G2/10**)。  
**G1/03**は出願当初に開示されていない特徴を除く（"undisclosed disclaimers"）場合に係り、  
**G2/10**は出願当初に開示されている特徴を除く（"disclosed disclaimers"）場合に係る審決です。

このような状況下で、EPO 技術審判部による審決（**T437/14**）において、"undisclosed disclaimer"に関し新たな質疑が拡大審判部に付託されました。これに対し、2017年12月18日に、EPO 拡大審判部は、審決を下し（**G1/16**）、"undisclosed disclaimers"に関し補正の適法性の評価基準を示し、上記の質疑に対して回答としました。このことについて、以下に、詳細に説明します。

**【全5頁】**

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、  
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)  
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)  
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)  
E-Mail : [iplaw-osk@harakenzo.com](mailto:iplaw-osk@harakenzo.com)

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。  
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。  
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>  
<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>  
<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>  
<法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>  
<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>  
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。